

「答申案」の修正事項について

No	頁・該当項目	パブリック・コメント案	【修正後】答申案	修正理由
1	P3 (計画段階配慮事項の選定) 第6第1項	<p>配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第5の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、<u>配慮書対象事業により環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下第10までにおいて「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下第10までにおいて「環境要素」という。）</u>に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。</p>	<p>配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第5の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、<u>配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）</u>が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。</p>	文言整理
2	P5 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法) 第7第1項	<p>配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下第7において「手法」という。）は、配慮書事業者が、<u>次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、第8から第10までに定めるところにより選定するものとする。</u></p>	<p>配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下第7において「手法」という。）は、配慮書事業者が、<u>位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び配慮書対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第8から第10までに定めるところにより選定するものとする。</u></p>	<p>文言整理 (方法書以降の手續に係る規定（第17第1項）との整合)</p>

No	頁・該当項目	パブリック・コメント案	【修正後】答申案	修正理由
3	P5 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法) 第7項第1項(2) (動物、植物)	第6第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び <u>動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況</u> その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。	第6第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の <u>観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地</u> その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。	文言整理 (方法書以降の手續に係る規定(第17第1項(2))との整合)
4	P7 (計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法) 第8第3項	配慮書事業者は、第1項の規定により <u>調査の手法を選定するに当たっては、当該現地調査及び踏査その他の方法による調査を行うこととした場合において、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。</u>	配慮書事業者は、第1項の規定により <u>現地調査、踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。</u>	文言整理
5	P7 (計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法) 第9第1項	配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、 <u>第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び</u>	配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、 <u>次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。</u>	記載修正

No	頁・該当項目	パブリック・コメント案	【修正後】答申案	修正理由
		選定事項ごとに選定するものとする。	る。	
6	P8 (配慮書に係る意見の聴取の方法等) 第12第4項	知事は、条例第4条の7第1項の規定により意見を述べるときは、次に掲げる意見に配意するよう努めるものとする。 (1) 配慮書に、配慮書の案についての一般の意見の概要及び当該意見に対する配慮書事業者の見解が記載されている場合には、当該配慮書に記載された意見 (2) 条例第4条の6の書類がある場合には、当該書類に記載された意見	知事は、条例第4条の7第1項の規定により意見を述べるときは、次に掲げる意見及び見解に配意するよう努めるものとする。 (1) 配慮書に、配慮書の案についての一般の意見の概要及び当該意見に対する配慮書事業者の見解が記載されている場合には、当該配慮書に記載された意見及び配慮書事業者の見解 (2) 条例第4条の6の規定により書類が送付された場合には、当該書類に記載された意見及び配慮書事業者の見解	準備書に対する知事意見と同様に、一般からの意見のみでなく、それに対する事業者の見解にも配意することが妥当。
7	P8 (配慮書の公告及び縦覧等) 第13第1項	配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日から30日以上を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。	配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。	文言整理
8	P9 (環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握) 第15第1項	【第15第1項、第3項】	【第15第1項】 ※第5第1項、第2項（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）の準用	準用規定に変更

No	頁・該当項目	パブリック・コメント案	【修正後】答申案	修正理由
9	P10 (環境影響評価の項目の選定) 第16第3項	【第16第3項、第4項、第7項】	【第16第3項】 ※第6第3項、第4項、第5項(計画段階配慮事項の選定)の準用	準用規定に変更
10	P13 (環境影響評価の項目に係る調査の手法) 第19第2項	【第19第2項、第4項、第5項】	【第19第2項】 ※第8第2項、第3項、第4項(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)の準用	準用規定に変更
11	P14 (環境影響評価の項目に係る予測の手法) 第20第3項	【第20第3項、第5項】	【第20第3項】 ※第9第2項、第3項(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)の準用	準用規定に変更
12	P20 (環境影響を受ける範囲と認められる地域) 第33	条例第4条の4に規定する配慮書対象事業に係ると認められる地域は、計画段階配慮事項の検討の結果によって、位置等に関する複数案について1以上の環境要素に係る重大な環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	条例第4条の4に規定する配慮書対象事業に係ると認められる地域は、計画段階配慮事項の検討の結果によって、位置等に関する複数案について1以上の環境要素に係る重大な環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 <u>(第7第3項の規定により計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行った場合は、当該事項に係る環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む。)</u> とする。	第7第3項の規定により重大な環境影響を受けるおそれのある選定事項以外の配慮事項を追加的に選定した場合の地域を追加。

(注) 上表以外の軽微な字句修正については省略。